

# 新型コロナウイルス感染症に 便乗した詐欺にご注意!!

身に覚えのない商品が届いたら・・・



ひとまず落ち着きましょう

業者からの連絡、売買契約  
の勧誘・締結がなければ

お金を払ってはいけません。  
業者に連絡する必要もありません。

**使用せずに保管し、  
14日間経ってから処分しましょう!!**

特別定額給付金の申請案内のファックスが来たら・・・

市町村からファックスやメールで  
問い合わせすることはありません。

ファックスなどで家族構成や銀行口座  
などの個人情報を教えないでください。

現金自動預払機 (ATM) の操作を依頼されたら  
給付のために手数料の振込を求められたら



**最寄りの警察署に連絡してください。**